

を決める要素となっていない

・性別が、上記の条件と質的に大きく異なるとは言い難い
よって、外見の醜状障害についてのみ、性別によって大きな差が設けられている
不合理さは著しく、合理的な理由のない差別的取り扱いであり、
障害等級表は憲法に違反すると判断せざるを得ない。

●西尾の解説

労働者災害補償保険、労災保険は、戦後間もない1947年に施行されました。
労災の障害等級表は、施行時のまま、今日まで見直されていませんでした。

その後、この労災の障害等級表は、
「自動車損害賠償保障法」の後遺障害等級に引き継がれています。
また、1981年施行の「犯罪被害者等給付金支給法」も
同じ障害等級表で、いずれも、この男女差のある障害等級表が
適用されています。

2007年には、男性も含めた「性差別」に表現を改めた
「改正男女雇用機会均等法」が施行され、「女性差別」と同様に
「男性差別」もなくそうとする、新しい「男女平等社会」への認識の
高まりが、一審から憲法判断に踏み込む画期的な内容の判決となった
という見方があります。

6月10日が控訴期限でしたが、厚生労働省労災補償部は、
「男女差を設けることについて、合理性を立証するのは難しいと判断した。」
と、国として控訴しないことを決定しました。

これを受け、厚生労働省は、障害等級表の改定を目指しています。

★トピックス ～遺族年金の差別～

何度も書いていますが、「男性差別」は、遺族の年金にもあります。

遺族基礎年金の受給権者は、「子」、「子のある妻」のみです。

自営業のご夫婦で、妻が亡くなった場合、「子」には遺族基礎年金の
受給権が発生しますが、生計を維持する父親がいる場合には、
年金は支給停止となります。

つまり、男が残れば、年金を出さなくても、どうにか生活できるだろう
考えが透けて見えます。

人生をともにあゆむ相手を失った悲しさ、厳しさは、自営業者でも
会社員でも同じですが、
でも、自営業者の場合、配偶者は一緒に戦うチームの構成員でもあります。
その一人が欠けた場合の苦労は、男女差はありません。
自営業者への、遺族基礎年金の、「男性差別」ぜひ考え直して
ほしいです。

~~~~~編集後記~~~~~

西日本は、梅雨入りとなりました。

雨が降ると、紫陽花や檜扇、すかしユリなど  
6月の花々の、花の色も葉の色も鮮やかに  
引き立ちます。

雨に一段と映える花々を眺めながらいただく  
ビールも乙なものです。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。*

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
